

福井県報

第 277 号
令和 5 年
12月 12日(火)
火曜日発行

目次

(※は原例規集登載事項)

告示

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(四五五・四五六・長寿福祉課).....一

※公衆浴場入浴料金の統制額の指定(四五七・医薬食品・衛生課).....二

○福井県知事管理漁獲可能量の変更(四五八・水産課).....二

○保安林の指定施業要件の変更の予定(四五九、四六〇・森づくり課).....二

○土地改良区の定款変更の認可(四六一・坂井農林総合事務所).....三

○道路の位置の指定(四六二・丹南土木事務所).....三

公告

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開拓課).....三

公安委員会告示

○駐車監視員資格者講習の実施(一四〇・交通指導課).....四

○技能検定員審査の実施(一三六・運転免許課).....五

○教習指導員審査の実施(一三七・同).....六

告示

福井県告示第455号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

1 事業所の名称

第三光が丘ハウス

2 事業所の所在地

丹生郡越前町朝日22字7-1

3 事業者の名称

社会福祉法人光道園

4 登録年月日

令和5年12月1日

5 サービスの種類

介護老人福祉施設

6 実施する行為

口腔内の喀痰吸引

鼻腔内の喀痰吸引

胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養

経鼻経管栄養(追加)

7 登録番号

181110121

福井県告示第456号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録をしたので、同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

1 事業所の名称

第三光が丘ハウス

2 事業所の所在地

丹生郡越前町朝日22字7-1

3 事業者の名称

社会福祉法人光道園

4 登録年月日

令和5年12月1日

5 サービスの種類

短期入所生活介護

6 実施する行為

口腔内の喀痰吸引

鼻腔内の喀痰吸引

胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養

経鼻経管栄養（追加）

7 登録番号

181110122

福井県告示第457号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和6年1月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（令和2年3月17日福井県告示98号）は、令和5年12月31日をもって廃止する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

1 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人 (12歳以上の者をいう。)	中人 (6歳以上12歳未満の者をいう。)	小人 (6歳未満の者をいう。)	適用地域
金額 (1人につき)	490円	160円	70円	県下全域

2 福井県公衆浴場基準条例（昭和45年福井県条例第38号）第2条第2号に規定するその他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。

福井県告示第458号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第1項の規定により、くろまぐろの令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表

する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ （小型魚）定置漁業	31.4
福井県くろまぐろ （小型魚）漁船漁業等	0.4

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 知事管理漁獲可能量

法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分に、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
福井県くろまぐろ （大型魚）定置漁業	20.6
福井県くろまぐろ （大型魚）漁船漁業等	0.2

福井県告示第459号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

勝山市北郷町志比原19字梅木谷1、20字銚子口1、21字登り尾1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施設要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第460号

農林水産大臣から、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大野市上若生子18字上ウエ山33、34の1、34の2、35の1、74の1
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第461号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
芦原北潟土地改良区	令和5年12月1日

福井県告示第462号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月12日

福井県丹南土木事務所長 小野田 利宏

- 1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
越前市常久町1-11-14
三幸物産株式会社
代表取締役 岩崎 泰和
- 2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位:メートル)	延長 (単位:メートル)
越前市常久町151番13	6.00	52.62

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和5年12月12日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ハニー東陽店

福井県鯖江市川島町66字7はまか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社富士屋 代表取締役 湧口満弘

- 鯖江市本町二丁目2番24号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人に
あつては代表者の氏名
株式会社富士屋 代表取締役 湧口満弘
鯖江市本町二丁目2番24号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年7月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1. 948㎡
- 6 駐車場の収容台数 56台
- 7 駐輪場の収容台数 40台
- 8 荷さばき施設の面積 90㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
14.2㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出のあつた日
令和5年11月21日
- 15 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県鯖江市西山町13-1
鯖江市産業環境部商工観光課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 17 意見書の提出先

令和5年12月12日(火)

福井県報第277号

福井県福井市大手三丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第140号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の13第1項
第1号イに規定する駐車監視員資格者講習(以下「講習」という。)を行うので、確認事
務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)第6条の規定
により、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習の期日、場所および受講定員

(1) 期日

ア 講習

令和6年1月15日(月)および令和6年1月16日(火)

イ 修了考査

令和6年1月31日(水)

(2) 場所

ア 講習

福井市宝永3丁目8番1号

福井県警察本部幾分行舎

イ 修了考査

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部

(3) 受講定員

20名(受講定員を超えた申込みがあつた場合は先着順とする。)

2 受講手續に関する事項

(1) 受講の申込み期間

ア 受付期間

令和5年12月12日(火)から令和5年12月22日(金)まで(土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

なお、郵送による申込みは、令和5年12月22日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受講申込みに必要な書類等

- ア 駐車監視員資格者講習受講申込書(以下「申込書」という。)1通
- イ 申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真(縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを申込書の写真欄に貼り付けること。)1枚
- ウ 講習手数料20,000円(手数料分の福井県証紙を申込書の証紙貼付欄に貼り付けること。または、手数料納付システムにより手数料を納付後、申込番号を申込書の申込番号欄へ記載すること。)

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

(3) 申込書の提出先および提出方法

- ア 提出先
福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通部交通指導課
- イ 提出方法

申込書は、受講者またはその代理人がアの提出先に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留で送付すること。

3 その他講習の実施に関する必要な事項

- (1) 講習の資格要件
講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。
- (2) 講習に関する問合せ等
福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部交通部交通指導課
電話 0776-22-2880
内線 5111、5151、5152

福井県公安委員会告示第136号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

- 福井県公安委員会
委員長 奥井 隆
- 1 審査の種類、期日および場所

- (1) 種類
技能検定員審査(大自二)
- (2) 期日
令和6年1月26日(金)
- (3) 場所
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

- (1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

- (ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者
- (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
- (ロ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者
- (ハ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和5年12月22日(金)

3 その他審査の実施に関する必要な事項

- (1) 審査を受けようとする者の資格要件
技能検定員審査(大自二)
当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。
- (2) 審査方法およびその合格基準
技能検定員審査(大自二)
次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する技能	実技試験により行うものとし、その合格

る観察および採点の技能	基準は95パーセント以上の成績であること。
教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	今についての知識
技能検定の実施に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

- (3) 審査に関する問合せ等
 坂井市春江町針原第58号10番地
 福井県警察本部交通部運転免許課 (電話 0776-51-2820)

福井県公安委員会告示第137号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査(以下「審査」という。)を行うので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和5年12月12日

福井県公安委員会
 委員長 奥井 隆

- 1 審査の種類、期日および場所
- (1) 種類
 教習指導員審査(普通)
- (2) 期日
 令和6年1月26日(金)
- (3) 場所
 坂井市春江町針原第58号10番地
 福井県警察本部交通部運転免許課
- 2 審査の申請手続に関する事項
- (1) 申請に必要な書類
 ア 審査申請書
 イ 運転免許証の写し

- ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面
- (ア) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)の表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者
- (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
- (ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者
- (エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
- (2) 提出先
 坂井市春江町針原第58号10番地
 福井県警察本部交通部運転免許課
- (3) 提出期限
 令和5年12月22日(金)
- 3 その他審査の実施に関し必要な事項
- (1) 審査を受けようとする者の資格要件
 教習指導員審査(普通)
 当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許を受けていること。
- (2) 審査方法およびその合格基準
 教習指導員審査(普通)
 次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	学科教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)

令和五年十二月十二日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県